

日本社会情報学会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は日本社会情報学会 (The Japan Society for Socio-Information Studies) と称する。

(本 部・支 部)

第2条 本会には本部を置く。必要に応じて総会の議決により、支部を置くことができる。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 本会は、社会情報学及び社会情報に関する研究を行う研究者、ならびにこれに関連する分野を研究する者の相互の協力を促進し、併せて外国の学会との交流を図り、以て我が国における社会情報学の発展と普及、ならびに學術文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の研究発表及び講演会の開催
- (2) 会員の研究上の交流と協力の促進
- (3) 機関誌及び他の出版物の刊行
- (4) 内外の諸団体との交流及び協力
- (5) 社会情報に関する学術的調査研究
- (6) 社会情報学に関する教育の推進
- (7) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 学生会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員

(正 会 員)

第6条 正会員は、社会情報学及び社会情報、ならびにこれに関連する研究に従事し、またはそれに関心を有する者で、正会員の推薦に基づき、理事会が承認した者とする。

(学 生 会 員)

第7条 学生会員は、社会情報学及び社会情報、ならびにこれに関連する研究に従事し、またはそれに関心を有する学生で、正会員の推薦に基づき、理事会が承認した者とする。

(賛 助 会 員)

第8条 賛助会員は、本会の趣旨に賛成し、本会に特別の援助を与える個人または団体で、正会員の推薦に基づき、理事会が承認した者とする。

(会 費)

第9条 正会員及び学生会員は、会費を納めなければならない。

- 2 会費については、別に定める。

(名 誉 会 員)

第10条 名誉会員は、本会に功労のあった者で、理事会の推薦に基づき総会が承認した者とする。

2 名誉会員には、会費の負担を求めない。

(退 会)

第11条 会員が退会する場合には、退会届けを提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 退会の手続きについては、別に定める。

(除 名)

第12条 会費を滞納した者、本会の名誉を著しく損ないまたは本会の目的に反する行為をした者は、理事会の議を経て、総会の議決によりこれを除名することができる。

第4章 役 員

(種 別)

第13条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 若干名

(選 出・任 期)

第14条 会長及び副会長は、新たに選出された理事の互選により選出し、総会の承認を得なければならない。

2 任期は各2年とし、連続三選を認めない。

第15条 理事ならびに監事は、正会員の中から総会において選出する。

2 任期は各2年とし、理事、監事を含めて連続三選を認めない。

(補 充 役 員 の 任 期)

第16条 補充により選任した役員の任期は、前2条の規定にかかわらず、前任者の残存期間とする。

(職 務)

第17条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、総会提出案件及び会運営に必要な事項を審議する。

4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

第5章 会 議

(会 議)

第18条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、本会の最高議決機関であり、定時及び臨時に開催するものとする。

(定 時 総 会)

第19条 定時総会は年1回開催するものとし、会長がこれを招集する。

(臨 時 総 会)

第20条 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長がこれを招集する。

2 正会員の5分の1以上の者が、総会の審議事項を示して開催を要求したときには、

会長は臨時総会を招集しなければならない。

(議 決)

第21条 総会は、別表に定める方式に基づく定足数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決するものとする。(平成10年10月3日本条改正)

[別 表]

会員総数	定足数	会員総数	定足数
250名	80名	650名	151名
300名	90名	700名	158名
350名	100名	750名	166名
400名	109名	800名	173名
450名	118名	850名	180名
500名	126名	900名	187名
550名	135名	950名	194名
600名	143名	1000名	200名

(備考)別表記載の会員総数に応じた定足数は、「会員総数の二乗の立方根の2倍を超える最小の整数」を例示したものであり、別表に記載されない会員総数についても同様の方式により定足数を算出するものとする。

(理 事 会)

第22条 理事会は、会長が必要と認めるときに、これを召集する。

2 理事の3分の1以上の者が、理事会の審議事項を示して開催を要求したときは、会長は、理事会を召集しなければならない。

3 理事及び監事は、理事会を構成する。

(議 決)

第23条 理事会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第6章 委 員 会

(委 員 会)

第24条 本会の活動を円滑に推進するために、必要に応じて、理事会の議により、委員会を置くことができる。

2 委員会については、別に定める。

第7章 資 産 及 び 会 計

(資 産)

第25条 本会の資産は、会費、寄付金及びその他の収入からなるものとする。

(会 計 年 度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(承 認)

第27条 毎年度の予算、決算及び財産目録は、総会の承認を受けなければならない。

第8章 規 約 の 改 正 及 び 解 散

(規 約 改 正)

第28条 本規約の改正は、理事会の議を経て、総会で決定する。

2 総会における規約改正の議決は、出席者の3分の2以上の者の賛成を必要とする。

(解 散)

第29条 本会の解散は、理事会の議を経て、総会で決定する。

2 本会の解散には、総会員の3分の2以上の者の賛成を必要とする。

第9章 補 則

(実 施 細 則)

第30条 本規約を実施するために、実施細則を定めることができる。

2 実施細則は、理事会の議を経て、総会において承認されなければならない。

附 則

1 本規約は、平成8年4月14日より施行する。

2 第14条の定めにかかわらず、本会設立時の会長及び副会長の選出は、総会においてこれを行うものとする。

3 平成10年10月3日一部改正

4 本規約(改正)は、平成16年10月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。但し、第14条第2項及び第15条第2項の規定は、平成20年4月1日から適用する。